

令和2年9月11日
第1回香川県国民健康保険運営協議会
資料4

新型コロナウイルス感染症への対応について

香川県健康福祉部医務国保課国民健康保険室

1. 保険料(税)の猶予、減免の実施

▶ 国民健康保険料(税)の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料(税)を納付することが困難な場合に徴収を猶予

▶ 国民健康保険料(税)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の要件を満たす場合に保険料(税)の減免を実施

【対象】

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる世帯

【減免される額】

- ・ 死亡又は重篤な傷病の場合は保険料(税)の全額
- ・ 上記以外の場合、減収が見込まれる事業収入等に対する世帯の前年の合計所得金額の割合や主たる生計維持者の前年の合計所得金額等を勘案し、保険料(税)の10分の2から10分の10

【対象となる保険料(税)】

- ・ 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

【財源】

- ・ 保険料(税)の減免を実施した保険者に対して、国が減免に要する費用の全額を財政支援

2. 傷病手当金の支給

▶ 傷病手当金の支給

国内の感染拡大防止の観点から、保険者が被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者等に傷病手当金を支給

【対象者】

- ・ 国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方

【支給要件】

- ・ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【適用される期間】

- ・ 令和2年1月1日から12月31日の間で療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

【財源】

- ・ 傷病手当金を支給した保険者に対して、国が傷病手当金に要する費用の全額を財政支援

3. 被保険者への周知

- 県民の皆様へは、県ホームページに掲載するとともに、市町においてもホームページや広報誌、保険料決定通知に合せて文書を同封するなどを実施

新型コロナウイルス感染症による 香川県国民健康保険への影響等について

1. 県特別会計 支出への影響

▶ 市町への保険給付費等交付金の減

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により診療費等が減少した場合、県から市町への保険給付費等交付金が減少する。

2. 県特別会計 収入への影響

▶ 療養給付費等負担金等（国費）の減（令和2年度に収入減）

- ・ 市町への保険給付費等交付金が減少することに伴い、国療養給付費等負担金及び普通調整交付金額が減少する見込み。

※ 当初予算で見込んだ額よりも国費は減ることとなるが、市町への保険給付費等交付金に応じた額は確保されること、前期高齢者交付金額は変更（減額）されないことなどから、歳入不足にならないと考えられる。

▶ 前期高齢者交付金の減（令和4年度に収入減）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により前期高齢者に係る診療費も減少が見込まれ、令和2年度分の前期高齢者交付金が過大交付になると考えられる。
- ・ 交付金の精算が2年後（令和4年度）であること、令和4年度の前期高齢者に係る診療費の推計は令和2年度の実績をもとに推計することから、令和4年度における前期高齢者交付金の減が見込まれる。

3. 市町特別会計 収入への影響

- ▶ 市町における保険料（税）収納額の減（令和2年度に収入減）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の保険料（税）の徴収を猶予された額は、保険料（税）収納額の減少原因となり、収納率も低下する。
- ▶ 市町における保険料（税）収納額の減（令和3年度に収入減）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの被保険者については、来年度の保険料（税）の算定基礎となる所得額が減少した場合、各市町は、県が算出した納付金を納めるために必要な保険料（税）を収納できない恐れがある。

4. 留意事項等

- ▶ 令和3年度の診療費の推計
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を注視して、令和3年度の診療費の推計を行う必要がある。
- ▶ 前期高齢者交付金の減（令和4年度に収入減）
 - ・ 令和2年度における前期高齢者交付金の余剰分は、令和4年度における前期高齢者交付金算定の際に、算定額から差し引かれるため、令和3年度の保険給付費等交付金の財源として使用できないことに留意する必要がある。